

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町公民館設置条例施行規則第 7 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町公民館設置条例施行規則第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町公民館設置条例施行規則 (使用許可の取消し等)</p> <p>第 7 条 館長は、次のいずれかに該当する場合は、公民館使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 災害その他の理由により公民館を使用させることができなくなったとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日